

「健やかごま油」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成31年3月6日～平成31年4月4日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

意見・情報の概要※	食品安全委員会の回答
<p>評価書では、この健やかごま油は、「セサミン及びセサモリンを添加したものではなく、その含有量等を含めて内容物の規格を設定し、管理した胡麻油である」と記載されており、一般の食用ごま油と何ら変わらず、一般の食用ごま油と同様に食用調理油として使用されるものである。</p> <p>また、評価書の中では、胡麻油の使用量は一人一回平均で4.5gと推定されており、今までに因果関係が明らかな健康被害はないと記載されていることから、通常の使用においてはワルファリンとの薬物相互作用もないと推察される。</p> <p>今回、健やか胡麻油では「医薬品を服用されている方やワルファリンなどの抗血栓薬を服用している方は、医師等にご相談ください。」との注意喚起表示を行うこととなっているが、一般の食用ごま油を使用されている消費者にとってこの注意喚起表示は、情報として混乱を与えるものとする。</p> <p>それ故、注意喚起表示ではなく、抗血液凝固作用を有するニンニクやショウガと同様、抗凝固剤（ワルファリン等）に対して「ごま油」が薬物相互作用を否定できない食品であることを医療機関へ周知徹底し、医療機関において適切に指導されるようにするのが適当ではないかと考える。</p>	<p>御意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>ご指摘の通り、本食品はすでに販売されている一般のごま油と変わるものではありませんが、本評価に用いた<i>in vitro</i>及び<i>in vivo</i>試験において、セサミンと抗凝固作用を持つ医薬品との相互作用の可能性を示す論文が確認されていること及び特定保健用食品として販売することによる過剰摂取の懸念が考えられたことから、抗凝固薬についての注意喚起は必要と判断されました。ただし、現時点の申請者の表示案は対象が広く誤解を生じる可能性があることから、評価書のⅢ．食品健康影響評価に「医薬品全般を対象とする必要はないもの」と記載しております。</p> <p>ご意見については、特定保健用食品の制度と表示を所管している消費者庁にお伝えします。</p>

※ 頂いたものをそのまま掲載しています。